《特集:「国際社会学」とは何か》

あらためて、国際社会学の対象とは

(15) 大きの文は各関係を主張性限しお点のことをプロ問るが、他は、 櫻 本 陽 一人

和光大学の櫻本です。簡単に自己紹介させていただきます。仕事としては、ピエール・ ブルデューの、社会学理論の勉強を中心にやってきました。そのなかで、特に知識人と知 識人の政治的なコミットメントですとか、社会運動と社会学の関わりとか、そういうこと について考えています。

ところで、2004年4月20日から5月21日まで、ピエール・ブルデューが若い頃に、アルジェリアでとった写真の展覧会が東京の日仏学院で行われています。それに関連して、来日していたドイツ人で現在ジュネーブ大学教授のフランツ・シュルタイスという方を、4月23日に和光大学にお呼びし、「フィールドと研究のポリティックス――アルジェリアのブルデュー、ブルデューのアルジェリア」という講演会を行いました。ご存知のように、ブルデューという人は、若い頃、フランスによるアルジェリアの植民地支配に反対する立場でありながら、独立戦争の最中に徴兵されて、アルジェリアに行かざるをえなかったわけですが、ブルデューの研究の出発点は、まさにそこにあったと考えるべきであるという話でした。

研究者による、研究を通じてのコミットメント、あるいは研究者の問題関心と研究の関わり、そういうものに、私自身も強く興味をもっています。この意味で、今日も梶田先生とか駒井先生のお話には非常に感銘を受けるものがありました。

私のコメントですが、基本的には質問をするというかたちで、コメントさせていただき たいと思います。「聞きにくいことも聞け」というお話しもありましたので、そのご期待に どれだけそえるかどうかこころもとないですが、それを目指して質問させていただきます。

まず第一には、やはり国際社会学という言葉です。この言葉は、やはり非常に問題含みであると思います。「国際社会学という言い方で良いのか」というような言い方がされるということは、象徴的です。ただし、ここで言いたいことは、「国際社会学という呼称は不適切である」などということではありません。逆です。

国際社会学とは、未だ存在しないもの、未だ現れていないもの、そういうものについての社会学であるといいうるのであれば、それこそが、むしろ本来の意味で国際社会学が担うべき意義なのではないか、ということです。たしかに、社会学とは、そもそも定義において、実証を目指す学問であり、そもそも「現にあるもの」についての学問でしかないのだとも言われます。しかしそれだけでない部分があってもよいはずです。この意味で、国

際社会学とは、21世紀により現実化していくであろうもの、今後の平和、人権にかかわる 国際的支援等について、つまりある意味で「未だ存在しないもの」についての社会学、そ う言うことができるのではないか、あるいはそのようなものをめざすべきではないかとい うことが一つです。

第二には、すこし具体的な話になりますけれども、梶田先生がご報告の中で言われていたのは、多文化主義にかかわる問題です。この点は、駒井先生も強調されています。とりわけ、国民国家というものが、単一の「国民」を前提としている状況から、多文化的状況へ変容していきます。この過程は、国民国家それ自体がこうむる、非常に本質的な変容である、いわば国民国家ならざる別のものへと変わっていく過程であると位置づけることができるのか、それとも現に存在している国民国家の様々な類型のなかで、ある類型から別の類型の国民国家への移行ということにとどまってしまうのか、ということです。いかがでしょうか。

そして第三に、梶田先生も駒井先生も、移民研究ということを非常に重点的に行われており、また、国際社会学の分野で研究されている方も、移民研究にかかわっている研究者が非常に多いと思いますが、それについて、自分自身では移民研究に携わっていない立場から、質問させて頂きますと、移民研究というときに非常に気になるのは、研究そのものを成立させている視点、前提となっている問題設定・議論の枠組みを成立させている視点はどのようなものかということです。

国家の機構の側の視点は、行政的な視点、端的にいって、国境を管理する視点です。この国家の側の視点と研究者の立場、研究の枠組み、研究者の姿勢は、たとえば、研究の方法や研究の成果という点まで含めて、そういうところにおける区別あるいは葛藤、場合によっては区別しようとしていくときの困難さということまで含めて、それらについてどういうことが考えられるか、ということをお聞きしたい。

例えば、梶田先生がよく言及されるパトリック・ヴェイユというフランスの研究者がいます。彼は、例えばフランスの移民政策史、外国人政策史をていねいにあとづける中で、フランスにおける政権交代、保守政権から社会党の政権への交代はあったけれども、そのなかで、端的にいって、保守党の政権と社会党の政権では、政策を宣伝するさいの強調点には、大きな違いがあるが、実際の政策では非常に一貫性があったということを示す仕事をしています。そういった研究を踏まえて、政策形成過程への参加を行っています。

たとえばこのような場合、ある種の行政というか国家機構側の視点との区別、あるいは 区別の困難さ、そういうことについてどのように考えられているのか、ということです。

さらに第四点めですが、これは基本的に梶田先生にかかわりますが、駒井先生もアジア連合ということをおっしゃっていたので、国家の連合化の可能性について具体的なイメージをお聞きしてみたいと思います。梶田先生は、比較社会学的なものに立脚しつつ国際社会学というのを構築していく、とおっしゃられています。そして梶田先生が言われている、

国際社会学の対象となるある種の国際的な権力のありかたとか、国際的な制度とか、機構 なりとか、そういうものが例えばヨーロッパにおいては EU というかたちで非常に具体的 にできつつある、ということになると思います。そこで、現時点における EU 研究あるい は EU 分析の課題と見通しみたいなものをどういう風に考えてらっしゃるのかをお聞きし たいと思います。例えば社会運動とそれが展開される舞台をいわば提供する国家の関係に ついて、梶田先生が昔言われたことですけれども、国家の類型によってその「国民社会| の中での社会運動の展開の仕方がかなり異なってくる。例えば中央集権国家における社会 運動と、分権的な国家における社会運動とは違う、とされています。そうすると、国家と いうところに加えて、さらに、EU、ヨーロッパレベルの諸機関、EU 委員会、EU 理事会、 EU議会などの機構が登場してくるなかで、社会運動の戦略はどうかわっていくのか、あ るいは社会運動の働きかけの対象として、EUという枠組み、EUの諸機構はどう位置づい ていくのかということです。そして、それらはひるがえって、社会運動のあり方にどのよ うな影響をおよぼすのか。労働組合運動などの社会運動は、これまで基本的にナショナル な世界のなかで、形成されてきたわけですが、ヨーロッパレベルでの社会的な諸運動の連 合の展開の可能性が、どのようにしてありうるのかとういことなのです。あるいはさらに 具体的に言うと、EU レベルでの様々な審議会の役割というのは、例えば日本における審 議会の役割などと比べると、どのような違いがあるのか。

そして結局、EUという機構、EUという存在そのものをどう考えていくのか、という問へといきつきます。EUを一種の擬似的な国家機構というふうに考えるのか、あるいはそうではなくて既成の国家機構を乗越えていくステップとなりえるものと考えるのかどうか。このあたりの見通しもうかがってみたいと思います。

以上4点ほど質問を考えさせていただきました。この辺で終わらせて頂きます。

■ 対の独身国のマトメートでもこそのちるあれるこ。(さくらもと よういち/和光大学)

がから入ってくる移民たちをいかに排除するかという問題が非常に強くなってきます。 を国的な「出生地主義」が強い国籍法から「血統主義」が強い国籍法に変化するのです

次に移民研究は、行政官との関係でどういう緊張を感じるのかということですが、これ 専作的な違いが大きいのではないかという感じがします。 もる而で、おはか 尾綱動 255

改訂が移民研究の知識を担占しているという状況があります。日本では知識人、研究する